

2025年6月9日

お客様各位

大和自動車交通(株)
タクシー事業統括部

6月1日以降のマスク着用について

タクシー乗務員について、就業中のマスク着用を原則として個人の判断に委ねます

2023年に新型コロナウィルス感染症の感染症法上の位置づけが変更(5類感染症)されてから、相当期間が経過しました。これまでタクシーの乗務員及び添乗員の方については、就業中のマスク着用を推奨しておりましたが、6月1日より、全従業員について、就業中のマスク着用を原則として個人の判断に委ねることといたします。

なお、全般的な感染症予防対策として、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行は継続して推奨していきますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上